

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成26年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	2	1,742	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」（平成26年4月1日現在）による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 平成26年4月1日現在の所得割超過税率採用団体
夕張市6.5%（平成19年度から） 豊岡市6.1%（平成21年度から）

(注) 4 平成26年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市5.7%（平成24年度から） 金武町5.4%（平成24年度から）

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	2	1,742	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1,2に同じ。

(注) 2 平成26年4月1日現在の均等割超過税率採用団体
夕張市4,000円（平成19年度から） 横浜市4,400円（平成21年度から）

(注) 3 平成26年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市3,300円（平成24年度から） 金武町3,200円（平成24年度から）

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (9.7%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
		9.8% ～10.5%	10.6% ～11.3%	11.4% ～12.0%	12.1%				
人口50万以上の市	2	—	—	—	4	4	22	28	
人口5万以上 50万未満の市	92	3	9	4	241	257	151	500	
人口5万未満の市	73	5	5	3	158	171	16	260	
町 村	555	7	12	15	312	346	29	930	
合 計	722	15	26	22	715	778	218	1,718	
構 成 比	42.0%	0.9%	1.5%	1.3%	41.6%	45.3%	12.7%	100.0%	

(注) 1 「法人住民税法人税割及び法人事業税の税率等に関する調」（平成26年10月1日現在）による。

2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			50,100円～ 54,900円	55,000円～ 57,900円	58,000円～ 59,900円	60,000円			
人口50万以上の市	1	21	1	—	—	4	5	1	28
人口5万以上 50万未満の市	—	379	—	1	—	125	126	1	506
人口5万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,334	1	3	1	377	382	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.6%	0.1%	0.2%	0.1%	21.9%	22.2%	0.1%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	1	21	—	—	—	4	4	1	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	372	1	2	—	131	134	1	507	
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256	
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929	
合 計	1	1,327	1	4	1	383	389	2	1,719	
構 成 比	0.1%	77.2%	0.1%	0.2%	0.1%	22.3%	22.6%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	133	134	1	506
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,325	1	3	1	386	391	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.1%	0.1%	0.2%	0.1%	22.5%	22.7%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	133	134	1	506
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,325	1	3	1	386	391	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.1%	0.1%	0.2%	0.1%	22.5%	22.7%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	135	136	1	506
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,323	1	3	1	388	393	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	135	136	1	506	
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256	
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929	
合 計	1	1,323	1	3	1	388	393	2	1,719	
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	135	136	1	506
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,323	1	3	1	388	393	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	135	136	1	506
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,323	1	3	1	388	393	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	135	136	1	506
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,323	1	3	1	388	393	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	17
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	468	92.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	36	7.1	504	100.0	220
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	36	7.1										
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	207	80.2	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	48	18.6	258	100.0	170
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	51	19.8										
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	92.7	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	53	5.7	929	100.0	303
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	68	7.3										
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,565	91.0	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	137	8.0	1,720	100.0	710
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.0			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	155	9.0										

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。